

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	京丹後市 (262129)
地域名 (地域内農業集落名)	佐濃地区 (尉ヶ畑区、奥山区、二俣区、小桑区、佐野甲区、佐野乙区、佐野丙区、安養寺区) (野中区、郷区、円頓寺、坂谷区、長野区、竹藤区、女布区、丸山区、永留区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月19日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・水田においては、担い手を中心に水稻栽培を行っている。
- ・高齢化等による後継者不足に伴い、規模縮小、離農、遊休農地の増加が懸念されるが、農地を引き受ける担い手が少ないため、空き農地が発生した際の受け手の確保が課題である。
- ・水田では、耕作農地が分散しているため営農効率が悪いが、農地の利用調整組織がないため、農地の集積・集約化が図れていない。
- ・鳥獣被害により、耕作放棄地の増加や営農意欲の低下が危惧される。
- ・集落を超えた出入り作も多いが個人間での調整であり、農地の集約が進んでいない

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水田においては、水稻栽培を中心としつつ、JAや丹後農業改良普及センター等と連携し、高収益作物、特別栽培米、有機農業等への切り替えを検討する。
- ・担い手だけでなく、地域住民にも当事者意識を持ってもらい、農業を通じた地域づくりで地域全体の活性化を図り、農地の維持管理を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	358 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	291 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

--

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
規模縮小の意向が出た場合は、規模拡大の意向がある担い手などと調整し農地の集積を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業の活用を検討し、担い手への農地集積を行い、段階的に集約化する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業情勢を鑑み、地区、地権者、担い手などの意向を考慮の上で検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
担い手の意向を踏まえ、検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①集落による鳥獣害防護柵等の設置を進め、担い手が営農しやすい環境を整える。
 ②有機農業に関する講演会等に参加し、段階的に取り組んでいく。
 ⑦多面的機能支払交付金を活用し、農地、水路、農道等の地域資源の保全・管理を進める。また、活動組織の広域化の検討を進める。
 ⑧水田では、井堰や用水路の点検、修繕を行い利用の継続を図る。
 ⑩新規就農者を受け入れ、集落の若返りを図り、集落全体で農地を守る取り組みを進める。